別紙６

保安管理業務の細目及び基準

第１条（保安管理業務の内容）

１　乙が実施する保安管理業務は、次項を除き次の各号によるものとする。

⑴　前条に掲げる電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験（その細目及び具体的基準は、別表１「点検、測定及び試験の基準」のとおりとする。）を行ない、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について甲に報告する。

⑵　電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲もしくは中部電力株式会社等より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を助言し、再発防止につきとるべき措置を報告するとともに、必要に応じて電気事業法第 106 条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの助言を行う。

⑶　乙が点検の際、前条に掲げる電気工作物に異常が発生又は発生するおそれのある場合を発見したときは、必要に応じ精密な検査を行うものとします。

⑷　乙は、低圧電路の絶縁状態を監視する装置（絶縁監視装置）の作動に伴う警報発生のときは、甲に連絡し、前条に掲げる電気工作物の状況を確かめ、電話による応急措置、又は出向して原因の探求に協力し、再発防止についてとるべき措置を指導又は助言をし、必要に応じて精密な点検を行うものとします。

⑸　電気事業法第１０７条第３項に基づいて行う立入検査には、その都度甲の通知に基づいて乙が保安業務担当者を派遣して立会うものとします。

⑹　前条に揚げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する中部近畿産業保安監督部長への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行う。

⑺　前条に揚げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告する。

⑻　前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事中の点検は、甲の通知を受けて工事期間中に実施し、工事が１週間以上にわたる場合は毎週１回行い、技術基準の規定に適合しない事項がある場合には、必要な指導又は助言を行うものとします。

⑼　乙は、前条に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用について、甲に保安規程を遵守するよう指導又は助言を行うものとします。

２　前項の乙に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、甲は点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。これに関し、甲の求めに応じ乙は助言を行うこととする。このほか、乙が当該電気工作物の保安について、甲に対し助言ができるものとする。

⑴　取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機及び昇降路内の設備等

⑵　取扱いが特殊の専門技術を要するオートメーション化された工作機械郡等

⑶　点検時現場に設置されていない移動式機器等

⑷　構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器等

⑸　点検時に著しい危険が伴う有害ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等

⑹　高所又は点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等

⑺　業務上の都合等甲の事由で、乙が立ち入りできない場所に設置された機器等

３　使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第１項によるほか、甲が確認を行うものとする。

第２条（点検の頻度）
１　第２条第１項に定める乙が定期的に行う点検内容は別紙「点検、測定及び試験の基準」によるものとし、点検の頻度は次のとおりとする。
　ただし、年次点検には月次点検が含まれる。
⑴　月次点検　　隔月１回
⑵　年次点検　　毎年１回（絶縁油の酸価及び耐圧試験は３年に１回実施する。）
　　年次停電点検時には次の仮設電源を用意すること。
　　発電機１台（三相２００Ｖ２０KVA）
　　用途は、聚楽園公園の便所の加圧ポンプ用の電源
⑶　工事中　　毎週１回
⑷　臨時点検　　必要の都度
２　甲の自家用電気工作物の保安管理業務を行うにあたり、乙は次の装置を設置することがあります。
　　監視装置（絶縁監視装置）
３　監視装置（絶縁監視装置）は常に正常に稼動するように乙の責任の下にメンテナンスをおこなうものとする。（ただし、監視装置を設置する場合）

第３条（連絡責任者等）
１　甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して乙と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
２　甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者をあらかじめ定め、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。
３　甲は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに乙に通知するものとする。
４　甲は、連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち会わせるものとする。
５　甲は、需要設備の設備容量が 6,000kVA 以上の場合、連絡責任者として第１種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとする。

第４条（甲及び乙の協力及び義務）
１　甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。
２　甲は、乙が行う点検、測定及び試験の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとします。
３　乙は保安管理業務を誠実に行うものとする。

第５条（保安業務担当者の資格等）
１　乙は、第１条に揚げる電気工作物の保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」という。）には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。
２　保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、甲の求めに応じ提示することとする。
３　保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
４　保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
５　乙は、前各項で定める保安業務担当者並びに保安業務従事者を、乙の事業所への連絡方法とともに、書面をもって甲に知らせるとともに、甲は面接等により本人の確認

を行うこととする。
なお、保安業務担当者等の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とする。

第６条（記録の保存）
１　契約書第１条に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する次の記録等を法令上必要な期間又は甲、乙双方において定めた期間保存するものとします。
甲、乙双方において定めた期間保存する記録等は次のものとして、保存期間は原則３年間とします。
⑴　巡視、点検、測定及び試験の記録。
ただし、試験のうち絶縁油に関する記録は前回実施記録を保存するものとします。
⑵　電気事故に関する記録。
⑶　甲は、主要電気機器の重要な補修記録。
⑷　保安教育、災害訓練の記録。

第７条（相互の連絡）
１　甲は次に掲げる場合は、その具体的内容を遅滞なく乙に通知するものとします。
⑴　電気事故その他契約書第１条に掲げる電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合。
⑵　電気の保安に関する組織、責任分界又は需要設備の使用区域を変更する場合。
⑶　契約書第１条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事を計画、施工及び完成した場合。
⑷　電力会社との契約を変更する場合。
⑸　平常時及び事故その他異常の際における、契約書第１条に掲げる電気工作物の運転操作について方法を定める場合。
⑹　相続等により権利義務の承継があった場合。
⑺　電気事業法第１０７条第３項に基づく経済産業大臣の立入検査をうける場合。
⑻　契約書第１条に掲げる電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し保安に関する必要事項を教育し、又は演習訓練を行う場合。
⑼　非常災害に備えて、契約書第１条に掲げる電気工作物の保安を確保することができる体制を整備又は変更する場合。
⑽　業種、代表者、事業場名又は所在地名に変更があった場合。
⑾　その他契約書第１条に掲げる電気工作物の保安に関し必要な場合。
２　乙は、次の事項を甲に通知するものとします。
⑴　月例点検及び工事中の点検又は甲の依頼により点検等を実施する場合は、原則としてその実施の前日までにその予定日。
⑵　年次点検を実施する場合は、原則としてその実施の２週間前までにその予定日。
⑶　乙の勤務時間内、時間外における乙への連絡方法。
⑷　絶縁監視装置（自動通報方式）が警報を発した場合。
⑸　その他必要な事項。
３　前項の⑴及び⑵については、やむを得ない理由により実施予定日を変更しようとする場合は、改めて甲乙協議のうえ定めるものとします。

第８条（危険物のある場合等の通知）
１　甲は、爆発性、可燃性及びその他の危険物質等を発生し、貯蔵し又は取扱う場所並びに設備がある場合又はこれを変更する場合は、その危険の範囲等を具体的に遅滞なく乙に通知するものとします。

第９条（絶縁監視装置及び機器の設置）
１　契約書第１条に掲げる電気工作物に設置する絶縁監視装置並びに点検、測定及び試験に必要な機器（以下「機器」といいます。）は甲乙協議のうえ乙が設置し所有するものとします。
２　甲は、絶縁監視装置及び機器を設置する場所の提供、電灯配線など既存の施設並びに電話回線の利用について便宜を供するものとします。
３　絶縁監視装置及び機器並びに設置工事に要する費用は、原則として乙が負担するものとします。
４　絶縁監視装置及び機器の保守は乙が行い、その費用は乙が負担するものとします。
５　甲は、絶縁監視装置及び機器を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとします。

第 10 条（絶縁監視装置及び機器の撤去）
１　乙は、契約が消滅、又は絶縁監視装置及び機器の運用に支障があると認められた場合、甲乙協議のうえ絶縁監視装置又は機器を撤去するものとします。
２　契約書第１条に掲げる電気工作物の変更により、絶縁監視装置の設置に関して契約書第１５条の設備条件を満たさなくなったときは、甲乙協議のうえ絶縁監視装置又は機器を撤去するものとします。

第 11 条（信頼性の高い需要設備の条件）
１　構外にわたる高圧電線路がないものであること。
２　柱上に設置した高圧変成器がないものであること。
３　高圧負荷開閉器（キュービクル内に設置するものを除く。）に可燃性絶縁油を使用していないものであること。
４　保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているものであること。
５　責任分界点から主遮断装置の間に電力需給用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器用開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の計器用変成器がないものであること。

第 12 条（記録の調査等）
１　乙は、保安管理業務等の遂行上必要がある場合は、甲の電気保安に関する書類、図面及び記録等を調査し、必要な措置について協議するものとします。

第 13 条（書類、図面、備品等の整備）
１　甲は、乙の意見を聞いて甲の負担において、次に掲げる電気工作物の保安管理に必要な書類、図面及び備品等を整備保管しておくものとします。
⑴　設計図、単線結線図、使用区域図、高圧機械器具配置図、低圧配線図、仕様書、取扱説明書及び設備台帳等。
⑵　測定器具類、工具、材料、予備品及び消耗品等。

第 14 条（電気工作物以外の不安全施設に関する措置等）
１　甲は、乙が保安管理業務を安全に遂行するための通路及び足場等の設備環境を確保するものとします。
２　甲は、乙が保安管理業務を実施するための通路及び足場等の状態が悪く、検査員等の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」といいます。）がある場合は、甲乙協議のうえ速やかに改修するものとします。

3　甲は、前項の不安全施設の改修に要する費用を負担するものとします。
4　乙は、甲と協議し不安全施設が改修されるまでの間、契約書第１条に掲げる電気工作物の点検、測定及び試験が実施できないことがあります。
5　乙は、甲に改修依頼した不安全施設が長期にわたって改修されないため、保安管理業務の遂行に支障が生じたと認められる場合は、この契約を解除できるものとします。

第 15 条（契約期間内の更改）
1　甲及び乙が次の各号のいずれに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することができるものとする。
(1)　設備容量が変更された場合
(2)　受電電圧が変更された場合
(3)　発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
(4)　発電所の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
(5)　配電線路の亘長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
(6)　甲が保安規程を変更する場合
(7)　乙が保安管理業務基準又は保安業務契約金額等を変更する場合

第 16 条（契約の解除等）
1　甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとし、このために乙に損害が生じても甲はその責めを負わないものとする。
(1)　乙がこの契約の条項に違反したとき、又は違反するおそれがあるとき。
(2)　乙が期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
(3)　乙が故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
2　前項のほか、甲乙いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、１か月前迄にその旨文書により通知し、甲乙相互が合意したうえで解除できるものとする。
3　契約書第１条に揚げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとする。
(1)　廃止された場合
(2)　外部委託先承認申請の承認を取り消された場合
(3)　一般電気工作物となった場合
(4)　受電電圧が 7000Ｖをこえた場合
(5)　発電所の出力が 1000kW をこえた場合
(6)　構外にわたる配電線路の電圧が 600Ｖをこえた場合